



宮 崎 県 公 報

平成30年9月6日(木曜日) 第 3027 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(福祉保健課) 1

頁

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 1
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定……………(循環社会推進課) 1
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 1
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2

公 告

○地図及び簿冊の認証(5件)……………(農村計画課) 2

告 示

宮崎県告示第 713号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田7348番 地2	介護付有料 老人ホーム ミュージズの 森都島	都城市都島 町 123-11	平成30年 8月22日

宮崎県告示第 714号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
寶 亀 淳	医療法人三 省会 倉内 整形外科病 院	都城市	整形外科	平成30年9 月1日
寶 亀 登	医療法人三 省会 倉内	都城市	整形外科	平成30年9 月1日

整形外科病
院

宮崎県告示第 715号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定区域	埋立地の区分
児湯郡新富町大字新田字溜 水1149番3の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令第13条の2第1号

宮崎県告示第 716号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年9月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷宇 納間字七郎 ヶ平7085番 1地先から 同郡同町北 郷宇納間同 字7111番2 地先まで	平成30年9月6日

宮崎県告示第717号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 30-2	大平産業 株式会社 代表取締役 役平岩直 樹	西都市大字調殿字 水洗 316番10	6.00 ～ 6.02	45.71	平成30 年8月 22日

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年5月1日から平成28年3月11日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字崎田の一部
- 4 認証年月日
平成30年8月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年11月1日から平成26年3月19日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市高岡町五町、飯田、内山の一部
- 4 認証年月日
平成30年8月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成25年10月1日から平成28年1月28日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字堤内、吉野の一部

4 認証年月日

平成30年8月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年6月1日から平成30年2月22日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市水尻町の全域
- 4 認証年月日
平成30年8月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年7月1日から平成30年3月8日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北方町地番区域未の一部
- 4 認証年月日
平成30年8月28日